

災害発生時の帰宅困難生徒の対応に係る基本原則

地震等の災害の影響で、交通網の遮断等により帰宅困難になった生徒が発生した場合、校内に留め置くことを原則とし、基本的な対応は以下のとおりとする。

また、本校は土砂災害の警戒区域内のため土砂災害が発生した場合は帰宅経路を変更するか、状況に応じて他の災害と同様の対応とする。

1 災害当日

(1) 校内対策本部の設置

災害発生後直ちに校内対策本部を設置する。

対策本部は大会議室及び事務室とする。

災害に関する情報は対策本部に集約する。

(2) 災害対応基本方針

生徒の避難、待機場所は原則教室とし、体育館を使用する地域住民と区分する。

残留生徒を把握し、以下の対応を原則とする。(人数、健康状態等)

【自力帰宅】

保護者等と連絡が取れ、帰宅を希望する場合、帰路の安全確認を条件として自力で帰宅させる。(徒歩、自転車通学者)

【引き渡し】

保護者と連絡が取れ、保護者または健康の記録カードに記載のある者が迎えに来た場合に限る。

【宿泊】

上記の者以外は原則学校待機とする。

- ・学校待機した場合も保護者と連絡をとる努力を継続する。

そのために普段から伝言ダイヤル等で連絡が取れる方法を確認しておくこと。

- ・交通機関が復旧した場合はできるだけ集団で帰宅する。(日中)

- ・学校待機者の情報は、可能な限りメール配信や学校ホームページ等を活用し保護者へ通知する。

2 災害翌日以降

自力帰宅、引き渡し、学校待機については、当日と同様の対応を原則とする。

3 その他

以上の件で、新たに取り決めが必要な場合は、危機管理マニュアルに則るものとする。